



General

EU との経済連携協定への署名

平成 30 年 7 月 17 日、日本政府は、欧州連合（以下「EU」といいます。）との間で「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（以下「日欧 EPA」といいます。）に署名しました。日欧 EPA が発効した場合の関税撤廃率は、EU 側が 99%、日本側が 94%とされており、外務省によれば、我が国にとって、実質 GDP を約 1%（約 5 兆円）押し上げ、雇用を約 0.5%（約 29 万人）増加させる経済効果があると見込まれています。報道によれば、日本及び EU は、平成 31 年 3 月の英国の EU 離脱より前に日欧 EPA を発効させることを目指しており、今後、日本の国会及び欧州議会でそれぞれ批准手続きに入る予定とのことです。日欧 EPA への署名は、保護主義的な動きが世界で広がる中、TPP11（[2018年5月号](#)及び[同年7月号](#)参照）への署名に続き、日本を中心とした自由貿易体制を発展させていきたいとの日本政府の姿勢の現れといえます。日欧 EPA により、日本及び EU 間の貿易がより一層活発化することが見込まれるため、各企業においては、日欧 EPA が自社の事業に与える影響につき、予め分析しておくことが望まれます。

なお、日本政府は、日欧 EPA と同時に、「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定」にも署名しました。同協定は、日本と EU 及び EU 構成国が相互尊重、平等なパートナーシ

プ及び国際法の尊重の原則に基づいて、経済及び金融政策等の様々な分野において協力又は調整等を行うことを目的とするものであり（なお、具体的な協力の在り方等は、今後、双方にて検討されます。）、こちらも今後の動向に注視する必要があります。

IP

日欧相互間の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に係る最終合意

平成 30 年 7 月 17 日、個人情報保護委員会と欧州委員会は、日欧相互間の円滑な個人データ移転を図る枠組みを構築することに最終合意すると共に、平成 30 年の秋までに当該個人データ移転の枠組みを運用可能とするために、双方において、個人データ保護の制度が同等であると認識するために必要な国内手続を完了させる旨合意しました。現在、日欧間の個人データの移転は、日本の個人情報保護法及び EU の一般データ保護規則（GDPR）の規定の適用上、それぞれ原則として域外移転として扱われ、そのための要件を満たす必要がありますが、上記各国内手続が完了すれば、それぞれ域内移転と同等に扱われ、要件が緩和されることとなります。今後、日欧間では日欧 EPA（上記「EU との経済連携協定への署名」参照）に基づきビジネスが活発になることが予想されるところ、本合意は、日本及び EU で活動する企業が従業員や顧客の情報を簡便に移転することのできる枠組みを構築するものであり、日欧 EPA によるビジネスの拡大に資するものといえます。

Labor

外国子会社合算税制の改正に関する通達の趣旨説明 国税庁は、平成 30 年 7 月 2 日、「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明を公表しました。同通達は、平成 29 年度税制改正による外国子会社合算税制の改正（[2016年12月・2017年1月合併号](#)参照）に対応したものであり、今般の趣旨説明は、国税庁がその趣旨やねらいを解説するものです。同改正については、国税庁が同年 1 月 31 日に公表した Q&A もあり（[2018年3月号](#)参照）、外国子会社を有する日本企業は、これらガイドラインの内容を踏まえて、上記改正に対応することが望まれます。

General

健康増進法の一部を改正する法律の成立 平成 30 年 7 月 18 日、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。同法は、2020 年 4 月 1 日までに段階的に施行されます。同法は、望まない受動喫煙の防止のため、多数の者が利用する施設等において、喫煙を原則として禁止し（学校、病院、航空機、旅客運送事業自動車等は全面禁煙、それ以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等は喫煙専用室でのみ喫煙可）、喫煙可とする場所には管理権限者による標識の掲示が必要とするものです。該当する施設を管理する企業は、施設の形態に応じた対応が必要です。

General

特定複合観光施設区域整備法の成立 平成 30 年 7 月 20 日、特定複合観光施設区域整備法（[2018年6月号](#)参照）が成立し、同月 27 日に公布されました。同法は、公布の日から起算して 3 年以内に施行されます。

General

司法取引制度の適用について公表 改正刑事訴訟法による、いわゆる司法取引制度（[2016年6月号](#)及び[2018年4月号](#)参照）の初の適用事案が公表されました。当該事案は、内部通報により従業員による外国公務員に対する贈賄事案が発覚したため、会社が自ら捜査機関に対し必要な協力を行った上で、捜査機関と司法取引を行うことにつき同意したというものです。